

技術提案にあたっての留意事項

愛知県農業水産局及び農林基盤局が簡易型総合評価落札方式で発注する工事における技術提案において、加點評価しない理由の考え方を以下の1に、加點しない理由と提案にあたっての留意点の例示を以下の2に示しますのでご参考ください。

なお、これらの考え方や事例に記載がないものでも、過大提案等と判定して加點評価しない場合があります。また、提案にあたっては、その内容が簡潔な資料（説明図）等で具体的にイメージできるようにお願いします。

1 加點評価しない理由の考え方

評価	項目	内容	備考
可	(1) 標準案と同等 (一般的)	①標準仕様書、特別仕様書に記載されているもの。 ②標準案と同等で一般的に実施されているもの。	
	(2) 具体性なし	①提案内容に履行するものの具体的な工法、規模等（数量、規格、位置（範囲）、期間など）が明確に記載されていない。 ②提案内容の履行確認が出来ないものや、履行した場合に工事の施工が可能であるか判断できないもの。	どこに、どの程度の大きさで、いくつ、いつまで、設置するのかなどが分かる資料（説明図等）が添付されていない。
不採用	(3) 効果不明	①提案内容が具体的で履行方法も記載されているが、履行した際にどの程度効果があるか不明なもの。 ②提案を履行しても、その効果が限定的で極めて小さいもの。	
	(4) 他機関等との協議	①技術提案を採用することにより、新たに他機関や他工事等との協議、調整及び許可等の手続きが大幅に必要となるもの。	
	(5) 実効性に問題あり	①提案を履行することで、工事目的物や周辺環境等に影響を及ぼす恐れがある場合や大幅に工程を要する場合など、工事に問題が生じる恐れがあるもの。	
	(6) 評価対象外	①課題に対して適切な提案となっていないもの。 （求めている提案に答えていないもの） ②法令・通達等に違反・抵触するもの。	
	(7) 過大提案	①過度なコスト負担を要するもの。 異常に高価な資材の使用や、大幅な作業員や交通誘導員の増員を要するもの。（一時的なものは除く）等 ②要求水準に対し過剰な品質、性能を実現するもの。	
	(8) 重複提案	①類似する提案、関連する提案は1提案として取り扱い、二つ目以降を評価対象としない。 ②一つの提案番号に複数の提案がある場合は1提案として取り扱う。 ③一つの項目に対し複数の提案を記載された場合は、四つ目以降を評価しない。	

2 加点評価しない理由と提案にあたっての留意点（例示）

<例1>

『工事区域が通学路に隣接していることから、通学児童の安全を確保するため、工事期間中は安全巡視を行います。』

理由：工事標準仕様書(農地関係)1-1-35 工事中の安全管理に「8 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。」とあり、請負者が当然行うべき事項のため。

【(1) 標準案と同等】

留意点：技術提案とする場合は、請負者が当然行うべき対応以外に、該当現場で何が提案できるかをご確認ください。

<例2>

『現場に溜まった雨水等は〇インチ水中ポンプでノッチタンク(〇m³)に揚水し、沈殿させた後にうわ水のみを放流します。』

理由：工事標準仕様書(農地関係)3-20-6 排水処理工に「6 請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。」とあり、濁りの除去等は請負者が当然行うべき事項とされていることから、工事内容等によっては、標準案と同等と判断される場合がある。

【(1) 標準案と同等】

留意点：濁水対策を技術提案とする場合は、工事標準仕様書や設計図書から請負者が当然行うべき濁水対策以上の提案となっているかをご確認ください。

<例3>

『工事区域が住家に隣接しているため、騒音低減対策として重機作業時には建物側に防音パネルを設置します。』

理由：防音パネルの設置工法や規模等について具体的な記述がない。

【(2) 具体性なし】

留意点：技術提案とする場合は、効果が期待できる工法、規模等（数量、規格、位置（範囲）、期間など）を具体的にご検討ください。また、具体的に内容がイメージできるよう、簡潔な資料（A4用紙1枚程度の説明図）等の添付もあわせてご検討ください。

<例4>

『NETIS(〇〇)の防音シートを設置し、防音低減対策に努めます。』

理由：材料は具体的に記載されているが、規模等について具体的な記載がない。

【(2) 具体性なし】

留意点：<例3>に同じ。

<例5>

『工事区域内の排水を隣接する河川に排水するため、河川環境に配慮し、必要に応じて沈砂池(幅○m×長○m×深○m)を○箇所設置し、できる限り濁水を排水しないように努めます。』

理由：「原則として…」、「…するように努める。」「必要に応じ…する。」「できる限り…する。」などの表現は、記載内容について履行するのかもしれないか不明確であるため。

【(3)効果不明】

留意点：技術提案とする場合は、加点评価されたら確実に履行する提案としてください。また、効果が期待でき、履行状況が確認できる提案としてください。

<例6>

『現場に保管する土が雨水等で浸食流出しないよう、保管期間中は周辺に小堤防(添付図○参照※)を設置します。』 ※添付図には小堤防の材料や寸法、設置範囲が記載されている。

理由：一定の効果は期待できるが、小堤防周辺に土砂が溜まると効果が限定的なものとなり、工事内容によっては限定的な効果と判断される場合がある。

【(3)効果不明】

留意点：技術提案とする場合は、提案期間中に期待する効果が継続されるように提案設備の維持管理等もご検討ください。

<例7>

『工事区域が住家に隣接しているため、騒音低減対策として、重機作業時には、騒音測定を行います。』

理由：騒音測定のみで、重機作業に伴う騒音低減対策の記述が無いため。

【(3)効果不明】

留意点：技術提案とする場合は、測定を行うことにより、どのような効果を期待し、どのような騒音低減対策を行うのかが分かる提案としてください。

<例8>

『工事車両の進入道路の幅員が狭いため、工事期間中は沿線農地を借地して待避所(幅○m×長さ○m)を○箇所設け、一般車両の交通に配慮する。』

理由：農地の地権者との交渉しだいでは借地できない可能性があり、履行の確実性に疑義があるため。

【(4)他機関等との協議】

留意点：新たに地権者交渉等を要する技術提案は、加点评価しない理由の考え方の(4)他機関等との協議に該当し、加点评価しないこととしています。技術提案とする場合は、確実に履行できる提案としてください。

<例 9>

『工事区域内の排水について、周辺環境対策として、高性能濁水処理設備(〇〇(柵製同等性能)を設置し、環境基準(濁度〇〇)の〇%以下で排水します。』

理 由：具体的に記載されており効果も期待できるが、工事規模や使用資材によっては多大な費用を要し、必要以上の効果を実現する提案として判断される場合がある。

【(7) 過大提案】

留意点：総合評価で求める技術提案は、請負者に対して過度のコストや作業量増等の負担を強いるものではありません。また、必ずしも高度な技術を求めているものでもありません。技術的な工夫の余地が小さい工事については、工程管理や施工上で配慮すべき事項や品質管理方法等についての工夫などを技術提案としてご検討ください。

<例 10>

『施工区間沿いに住家が点在しており、周辺環境対策として、施工区間一連にわたり住家の高さ相当の防音・防塵壁を設置します。』

理 由：防音・防塵壁の設置方法について具体的な記述がない。また、一連にわたりとすることについて、工事規模や現場形状等によっては多大な費用を要し、必要以上の効果を実現する提案として判断される場合がある。

【(2) 具体性なし、(7) 過大提案】

留意点：<例 3>及び<例 9>に同じ

<例 11>

『施工期間中、現場で発生する掘削や盛土箇所等については全て日々の作業終了時に土木シート(〇〇系 t 〇mm)にて全面被覆を行い、土砂流出及び飛散防止対策を行います。』

理 由：具体的に記載されて効果も期待できるが、工事規模や作業対象日数によっては大幅な作業増や、必要以上の効果を実現する提案として判断される場合がある。

【(7) 過大提案】

留意点：<例 9>に同じ

<例 12>

『現場の開口部に交通誘導員を配置して歩行者の誘導を行います。』

理 由：配置人数及び期間について具体的な記載がない。また、工事規模や配置期間によっては大幅な増員を要する提案として判断される場合がある。

【(2) 具体性なし、(7) 過大提案】

留意点：<例 3>及び<例 9>に同じ

<例 13>

『工事中看板、工事予告看板、まわり道案内板は、夜間の視認性を確保するため、高輝度反射式(工事用照明等による視認性の確保を含む)とします。』

理 由：工事標準仕様書(農地関係)1-1-41 交通安全管理 第3項、(林務関係)第136条 交通安全管理 第4項に「請負者は、～中略～ 道路工事保安設備設置基準(平成30年3月 愛知県建設部)に基づき、安全対策を講じなければならない。」とあり、請負者が当然行うべき事項のため。

※道路工事保安設備設置基準では、工事中看板、工事予告看板、まわり道案内板について、夜間の視認性の確保のため、高輝度反射式(工事用照明等による視認性の確保を含む)を使用するよう記載されている。

【(1)標準案と同等】

留意点：<例1>に同じ